

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年7月2日
【会社名】	養命酒製造株式会社
【英訳名】	YOMEISHU SEIZO CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 塩 澤 太 朗
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区南平台町16番25号
【電話番号】	東京(3462)8111(代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役 管理本部長 田 中 英 雄
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区南平台町16番25号
【電話番号】	東京(3462)8111(代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役 管理本部長 田 中 英 雄
【縦覧に供する場所】	養命酒製造株式会社 大阪支店 (大阪市福島区吉野4丁目24番11号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄3丁目8番20号)

1【提出理由】

平成24年6月28日の当社第94回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成24年6月28日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

1. 期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき金18円

2. 剰余金の処分にに関する事項

(1) 増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金 350,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 350,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

(1) 今後の事業展開に備えるため、第2条に事業目的の一部追加するものであります。

(2) インターネットの普及を考慮し、周知性を向上させるとともに、公告手続きの合理化を図るため、第4条に定める公告方法を電子公告に変更し、併せてやむを得ない事由により電子公告をすることができない場合の措置を定めるものであります。

(3) 取締役会の意思決定の迅速化による経営の効率化を図るため、第19条の取締役の員数を減員するものであります。

第3号議案 取締役8名選任の件

取締役として、川村昌平、塩澤太朗、竹村彰司、田中英雄、吉松敬雄、大森 勉、宮下久宜及び神林敬の8氏を選任するものであります。

第4号議案 取締役賞与支給の件

当期末時点の取締役10名に対し、取締役賞与総額4,700万円を支給するものであります。

第5号議案 取締役の報酬額改定の件

取締役の報酬額を月額1,800万円以内とするものであります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合(%) (注) 4
第1号議案 剰余金の処分の件	24,947	29	0	(注) 1	可決 96.80
第2号議案 定款一部変更の件	22,166	2,810	0	(注) 2	可決 86.01
第3号議案 取締役8名選任の件					
川村 昌平	24,552	424	0	(注) 3	可決 95.26
塩澤 太郎	24,567	409	0		可決 95.32
竹村 彰司	24,684	292	0		可決 95.78
田中 英雄	24,689	287	0		可決 95.80
吉松 敬雄	24,687	289	0		可決 95.79
大森 勉	24,785	191	0		可決 96.17
宮下 久宜	24,782	194	0		可決 96.16
神林 敬	24,783	193	0		可決 96.16
第4号議案 取締役賞与支給の件	24,858	118	0	(注) 1	可決 96.45
第5号議案 取締役の報酬額改定の件	24,949	27	0	(注) 1	可決 96.81

- (注) 1 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成
2 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成
3 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成
4 賛成割合の計算方法
当該株主総会に出席した株主の議決権の数（事前行使分及び当日出席のすべての株主分）に対する、事前行使分及び当日出席の株主のうち各議案の賛否に関して確認できた議決権の数の割合

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権を合計したことにより各決議事項の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、当該株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権の数は加算しておりません。

以 上